

玉 城 町

ひとり親家庭のハンドブック



令和8年3月発行
玉城町役場 保健福祉課
(<https://kizuna.town.tamaki.mie.jp>)



ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）とは

現に配偶者がなく、次のいずれかに該当する方が20歳未満の子どもを養育している家庭

- 配偶者と離婚した方
- 配偶者と死別した方
- 配偶者の生死が不明な方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が拘禁されているためその扶養が受けられない方
- 配偶者が精神または身体の障がいにより長期にわたって働けない方
- 婚姻によらないで母または父となった方

※制度ごとに年齢条件が異なりますので、20歳未満であっても対象とならない場合があります。

もくじ

- 1 ひとり親となった際の手続き 1～9ページ
ひとり親になった際の場合に応じて必要な手続きを紹介しています。
- 2 相談について 10～15ページ
ひとり親に関する相談や子育て、生活に関わる相談窓口を紹介しています。
- 3 手当・医療助成制度について 16～18ページ
各種手当やひとり親等家庭に対する医療費助成について紹介しています。
- 4 保育所・子育て支援について 19～23ページ
保育所入所に関することや児童クラブについてなど紹介しています。
- 5 子どもの就学について 24～29ページ
就学や学習の援助に関する事業、奨学金制度について紹介しています。
- 6 就労支援について 30～35ページ
就労支援にかかわる機関や給付金、貸付について紹介しています。
- 7 生活・制度について 36～37ページ
生活にかかわる制度や町営住宅についても紹介しています。

1 ひとり親家庭となった際の手続き

離婚の場合

- ①離婚届の提出
- ②養育費
- ③親子交流
- ④財産分与・慰謝料
- ⑤子の戸籍・入籍届
- ⑥国民年金
- ⑦国民健康保険
- ⑧各種手当・助成の申請
- ⑨保育所・学校の手続き
- ⑩離婚時の年金分割
- ⑫ひとり親控除
- ⑬寡婦控除

未婚の場合

- ⑧各種手当・助成の申請
- ⑪養育費・親子交流
- ⑫子どもの認知
- ⑬出生届の提出
- ⑭出産育児一時金
- ⑮産前産後期間に係る保険料の軽減
- ⑯健康保険の届出
- ⑫ひとり親控除

死別の場合

- ⑧各種手当・助成の申請
- ⑯国民健康保険
- ⑰葬祭費
- ⑱国民年金
- ⑳遺族厚生年金
- ㉑遺産分割
- ㉒ひとり親控除
- ㉓寡婦控除

①離婚届の提出

●協議離婚

未成年の子どもがいる場合は、離婚届を提出する前に、子どもの利益を最優先に考えて、子どもの親権、養育費の分担や親子交流等についての取決めをしておきましょう。話し合いが成立すれば離婚届を提出してください。

【届出人】

夫と妻（いずれも、届出人欄に自筆での署名が必要になります）

【必要なもの】

- ・離婚届（成人の証人2名の署名が必要）
- ・お越しいただく方の本人確認書類

※氏を変更する場合は、マイナンバーカード（保有者のみ）・国民健康保険証（加入者のみ）

●協議離婚以外の離婚

話し合いによる離婚ができない場合は、家庭裁判所へ調停離婚の申立てなどをする方法があります。申立先は、住所地管轄の家庭裁判所です。

問 玉城町役場 税務住民課 ☎0596-58-8203

1 ひとり親家庭となった際の手続き

②養育費

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費・医療費などのこと。

養育費は子どもの権利です。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）があるとされています。

●取決め

親権を持たなくなっても親子関係は継続します。金額や支払方法について離婚前に決めておきましょう。

離婚後であっても子の成人前であれば（経済的・社会的に自立するまでは）いつでも請求することができます。父母の話合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申立てることができます。

●金額

金額は父母が話し合ってお互いに納得するよう決めることが大切です。標準的な金額については裁判所が公表している『養育費の算定表』が参考になります。『養育費の算定表』は裁判所や養育費等相談支援センターのホームページ等で見ることができます（双方の親の収入、子どもの人数、子どもの年齢によって異なります）。

また、その後父母の収入や環境が変わった場合など『事情の変更』があれば、増額や減額について双方が話し合っ、取決めなおすこともできます。

公正証書について

公正証書とは、国が定める公証人（裁判官、検察官・法務局長などを長年務めた人から法務大臣に任命された法律専門家）が作成する公文書です。離婚に伴う慰謝料や養育費などの取決めを行う際に公正証書を作成し、「強制執行ができる旨の条項」を入れておくと、約束が守られないときに裁判手続きを経ずに給料や財産を差し押さえ（強制執行）できます。

③親子交流

親子交流とは、子どもと離れている父や母が子どもと定期的または継続的に会って話したり一緒に遊んだりして交流すること。

たとえ両親が離婚しても、子どもは父母どちらからも愛されていると実感できることによって安心感と自尊心を育むことができます。

●取決めの留意点

決めておく必要があるのは、面会の時間、方法、回数、親同士が守らなくてはならないルールなどです。取決め内容は父母が話し合っ、決めるのが一番ですが、それができない場合は家庭裁判所

1 ひとり親家庭となった際の手続き

に調停を申立てることができます。

- ※子どもがのびのびと過ごせるよう、子どもの気持ちや生活リズムを尊重しましょう。
- 子どもの前で相手の悪口を言わないなどのルールを守ることも大切です。

④財産分与・慰謝料

夫婦で形成してきた財産や家のローンなどがあれば、話し合っておきましょう。財産分与（離婚後2年以内）・慰謝料（離婚後3年以内）については、後々の生活を支えるうえでの資金になりますので、経済的な請求の権利行使について知っておきましょう。

⑤子の戸籍・入籍届

父母が離婚しても、そのままでは子どもの氏・戸籍に変更はありません。氏や戸籍を変更したい場合は家庭裁判所へ「氏の変更」の申立てが必要となります。家庭裁判所の許可がおりると、許可の審判書謄本が住所宛に送付されますので、税務住民課で『入籍届』を提出してください。

●家庭裁判所への申立て

【申立てをする人】

- ・子どもが満15歳以上⇒子ども本人
- ・子どもが満15歳未満⇒法定代理人（親権者等）

【申立先】

子どもの住所地管轄の家庭裁判所

【必要なもの】

- ①申立人の印鑑
- ②収入印紙（800円×子どもの人数）
- ③郵便切手
- ④現在子どもの入っている戸籍謄本（全部事項証明書）
- ⑤子どもが入籍しようとする親の戸籍謄本（全部事項証明書）

●入籍届

【届出人】

子どもが満15歳以上の場合は本人、満15歳未満の場合は親権者

【必要なもの】

- ・入籍届（届出人の署名が必要）
- ・家庭裁判所が発行した許可の審判書謄本 ※本籍が町内の場合は不要
- ・お越しいただく方の本人確認書類

※氏を変更する場合は、マイナンバーカード（保有者のみ）・国民健康保険証（加入者のみ）

問 玉城町役場 税務住民課 ☎0596-58-8201

1 ひとり親家庭となった際の手続き

⑥国民年金

国民年金の第3号被保険者（会社員などの配偶者に扶養されている人）の人は、第1号被保険者への種別変更届が必要です。

また、離婚により厚生年金の保険料納付記録を分割請求される人は、2年以内に年金事務所で手続きをしてください。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

伊勢年金事務所 ☎0596-27-3601

〒516-8522 伊勢市宮後3-5-33

⑦国民健康保険

配偶者の勤務先の健康保険の被扶養者として加入している人が、離婚により国民健康保険に加入される場合は、まず社会保険の資格喪失手続きをしてください。その後資格喪失証明書の交付を受け、国民健康保険に加入するための手続きを行ってください。

【必要なもの】

- ・健康保険の資格喪失証明書
- ・お越しいただく方の本人確認書類

また、すでに国民健康保険に加入している方が離婚により世帯主等に変更が生じた場合につきましても、手続きが必要です。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

⑧各種手当・助成の申請

基本的には離婚後の手続きとなります。ただし、調停開始の証明書やDV被害の証明書などがあれば離婚前であっても手続きできるものもあります。なお未婚の場合は出産後、死別の場合は死亡届提出後の手続きとなります。

児童手当、児童扶養手当、こども医療費助成、一人親家庭等医療費助成等、該当するものの手続きをしましょう。手当は申請の翌月からの支給となりますので注意が必要です（さかのぼって支給はされません）。詳しくは手当・医療費助成のページをご確認ください。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

⑨保育所・学校の手続き

●保育所

仕事や家庭の都合等で保育所等に入園が必要な場合は、各町立保育所または保健福祉課へご相談ください。入所に関することは「保育所・子育て支援について」ページをご確認ください。

●小学校・中学校

小・中学校に通う児童生徒の保護者で、経済的に困りの家庭に学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助しています。詳しくは「子どもの就学について」ページをご確認ください。

1 ひとり親家庭となった際の手続き

⑩離婚時の年金分割

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

【合意分割制度】

合意分割制度は、離婚または事実婚を解消※₁し、次の条件のいずれにも該当した場合に、お二人（または当事者一方）からの請求により、厚生年金※₂の保険料納付記録（標準報酬）を分割できる制度です。

※1 事実婚関係にあった間に、お二人の一方が国民年金の第3号被保険者であった場合に限られます。

※2 共済組合の組合員である期間を含みます。

- ①お二人の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めている
- ②請求期限（離婚をした日の翌日から起算して2年）を経過していない
（分割請求期限の特例については、日本年金機構のホームページをご確認ください。）

【3号分割制度】

3号分割制度は、離婚または事実婚関係を解消し、次の条件のいずれにも該当した場合に、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、相手方の保険料納付記録を2分の1ずつ分割できる制度です。この制度により分割される記録は、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間中の記録に限られます。

※厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人を言います。

- ①平成20年4月1日以後に、お二人の一方に国民年金の第3号被保険者期間がある
- ②請求期限（離婚をした日の翌日から起算して2年）を経過していない
（分割請求期限の特例については、日本年金機構のホームページをご確認ください。）

問 伊勢年金事務所 ☎0596-27-3601

〒516-8522 伊勢市宮後3-5-33

⑪養育費・面会交流

未婚（非婚）の場合“養育費は請求できない”“親子交流はできない”と思っている人もいますが、認知された子どもの場合、養育費や親子交流の取決めをすることができます。当事者同士での話し合いや取決めが難しい場合、家庭裁判所の調停を申立てることができます。

⑫子どもの認知

子どもの認知には大きく分けて（Ⅰ）子どもの父親が自発的にする任意認知（胎児に対してすることも可能）と（Ⅱ）自発的にしない父親に対して、子どもと子どもの母親が家庭裁判所に認知を求めて訴えを提起する（ただし、その前提として調停を申立てる）強制認知とがあります。

認知を受けた子どもは父親と法律上の親子関係が生じるため、養育費の請求ができ、相続の権利があります。また、戸籍にも父親の氏名と認知されていることが記載されます。

1 ひとり親家庭となった際の手続き

⑬ 出生届の提出

出生届は、医師または助産師が証明した出生証明書を添付して、出生の日を含めて14日以内に提出してください。

問 玉城町役場 税務住民課 ☎0596-58-8201

⑭ 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したときに支給されます。なお妊娠85日以上であれば死産・流産（医師の証明が必要）でも支給されます。

他の健康保険から出産育児一時金が支給される人には、国民健康保険からは支給されませんので、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。なお、国民健康保険以外の健康保険組合（被用者保険）の被保険者（本人）であって、1年以上加入し、その資格喪失後6か月以内に出産した場合は、被用者保険から出産育児一時金が支給されますので、事前にご確認ください。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

⑮ 産前産後期間に係る保険料の軽減

国民健康保険に加入している人が、出産予定または出産した場合（※）、申請により産前産後期間（単胎妊娠の場合は4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間）における保険料が軽減されます。

（※）出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産を含みます。）

【必要なもの】

- ・産前産後期間に係る保険料軽減届出書 ※窓口備付
- ・母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- ・届出者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証 など）

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

⑯ 健康保険の届出

親が国民健康保険に加入している場合、赤ちゃんも国民健康保険に加入する手続きをしてください。親が社会保険に加入している場合は勤め先での手続きとなります。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

1 ひとり親家庭となった際の手続き

⑰国民健康保険

残された家族が、亡くなった人の勤務先の健康保険の被扶養者であった場合、国民健康保険への加入が必要になります。また、亡くなった人が国民健康保険加入者の場合、健康保険証を返却してください。世帯主が亡くなられた場合、国民健康保険証の世帯主欄が変更になりますので、ご家族の保険証の差し替えが必要になります。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

⑱葬祭費

国民健康保険に加入している人が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。他の健康保険から葬祭費が支給される人（被用者保険の被保険者（本人）で資格喪失後3か月以内に死亡した場合も含む）には、国民健康保険からは支給されません。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

⑲国民年金

●遺族基礎年金

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者または子に、子が18歳に到達した年度末になるまで、あるいは1・2級の障がいのある子は20歳になるまで支給されます（一定の保険料納付要件あり）。

●寡婦年金

国民年金を10年以上納付（免除を含む）している夫が老齢基礎年金を受けずに亡くなったとき、その人に生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます（婚姻期間10年以上必要）。

●死亡一時金

国民年金を3年以上納めた人が、どの年金も受けずに亡くなったとき、その人と生計を同一にしていた一定の遺族に支給されます。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

⑳遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または被保険者であった人が次のいずれかの要件にあてはまる場合に、その人に生計を維持されていた一定の遺族に支給されます。

- ①厚生年金に加入中に亡くなったとき、または加入中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に亡くなったとき（一定の保険料納付要件あり）。
- ②1級または2級の障害厚生年金を受けている人が亡くなったとき。

1 ひとり親家庭となった際の手続き

③老齢厚生年金の受給者※か受給資格期間を満たした人※が死亡したとき。

※保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります（詳細はお問合せください）。

問 伊勢年金事務所 ☎0596-27-3601
〒516-8522 伊勢市宮後3-5-33

①遺産分割

- ①遺言書がある場合はその内容に沿って分割します。遺言書がない場合は、相続人たちが話し合い、分割の方法を決めます。話し合いでまとまらない場合、家庭裁判所で調停や審判によって決めます。
- ②相続税には“基礎控除”がありますので、相続する財産が基礎控除額の範囲内であれば納税の必要はありません。基礎控除額を超える場合は、相続の開始があったことを知った日（被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に相続税の申告・納税の必要があります。

問 津家庭裁判所 伊勢支部 ☎0596-28-9185
〒516-8533 伊勢市岡本1-2-6
伊勢税務署 ☎0596-28-3191(電話相談ナビダイヤル☎0570-00-5901)
〒516-8511 伊勢市岩渕一丁目2番24号

税金の控除

ひとり親（寡婦）控除を受けるためには、会社の年末調整や公的年金等の受給者の扶養親族等申告書提出の際に申告するか、所得税の確定申告書および町・県民税申告書を提出していただく必要があります。

- 市町村民税の非課税措置について
ひとり親または寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の場合には、町県民税は非課税となります。なお、未成年者、障がい者も同様です。
- ひとり親(寡婦)控除適用の判定時期について
ひとり親(寡婦)に該当するかどうかは、前年12月31日（年の途中で死亡または出国する場合は、その死亡または出国の時）の状況によって判断します。

②ひとり親控除

次のすべての要件を満たす人が対象です。

- ①現に婚姻していないこと、または配偶者の生死の明らかでないこと
- ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ③合計所得金額が500万円以下であること

1 ひとり親家庭となった際の手続き

- ④住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
＜控除額＞所得税：35万円、町県民税：30万円

②③寡婦控除

次のA・Bいずれかに該当し、ひとり親に該当しない人が対象です。

A 夫と離婚後、婚姻していない人で、次のすべての要件を満たす人

- ①扶養親族（他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている人を除く）を有すること
- ②合計所得金額が500万円以下であること
- ③住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

B 夫と死別後婚姻していない人または夫の生死の明らかでない人で、次のすべての要件を満たす人

- ①合計所得金額が500万円以下であること
 - ②住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
- ＜控除額＞所得税：27万円、町県民税：26万円

問 町・県税に関すること

－玉城町役場 税務住民課 ☎0596-58-8201

所得税に関すること

－伊勢税務署 ☎0596-28-3191(電話相談ナビダイヤル☎0570-00-5901)

2 相談について

ひとり親家庭等の相談

ひとり親家庭に対する相談、就業支援相談を行っています。養育費の確保や親権の問題、遺産相続や金銭の貸貸に関する事などの問題の早期解決を図り、より早い自立支援のために弁護士による法律相談が行われています。就業に向けて、求人情報等の収集・提供、履歴書の書き方、資格取得のための講習会等も行われています。

★電話相談・面接相談(要予約)

【日時】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前9時から5時

第1・3日曜日 午前10時から午後4時(日曜日は就業相談のみ)

問 三重県母子・父子福祉センター ☎059-228-6298

〒514-0003 津市桜橋2丁目131 社会福祉会館4階

法律相談(要予約・女性専用)

家庭や職場等での問題について、相談に応じたり支援したりする県の機関があります。女性相談員が電話や面接により相談してくれます。また、離婚に関する法的手続きやDVによって被害を受けた方への支援のために、法律上の知識が必要となる場合、弁護士による無料相談を受けることができます。

★電話相談

【日時】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前9時から5時

水曜日は午後8時まで電話相談を受け付けています。※基本30分

★法律相談(要予約)

【日時】第2・4木曜日:午後1時～午後4時

第3金曜日;午前10時～12時

※事前に相談内容をお聞きした上で、法律相談のご予約となります。

★SNS相談

https://www.pref.mie.lg.jp/KODOMOK/HP/m0330400033_00012.htm

終日受付(返信時間は、月・火・木・金の午前9時～午後5時。年末年始・祝日を除く。)

問 三重県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター) ☎059-231-5600

法テラス三重(日本司法支援センター)

法テラス三重では、面談や電話により、お問い合わせの内容に応じた法制度や手続き、関係機関の相談窓口をご案内します。また、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方が、経済的にお困りの場合には、法テラスの民事法律扶助による無料法律相談をご案内します。

【法律相談】事前電話予約制

問 法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374（平日9時～21時・土曜9時～17時）

2 相談について

無料法律相談(予約制)

法律にかかる専門的なご相談に応じます。

★弁護士相談

奇数月の第2火曜日

保健福社会館で午後2時～午後5時まで

★司法書士相談

偶数月の第2火曜日

保健福社会館で午後3時～午後5時まで

問 玉城町役場 保健福祉課 地域共生室(保健福社会館内) ☎0596-58-7373

養育費・親子交流の相談

子どもの養育費、親子交流について、養育費の取決めや請求方法、増額・減額、再婚時の対応など様々な問題に対するの相談を行っています。

○電話相談

平日(水曜日を除く。) …午前10時～午後8時

水曜日 …午後0時～午後10時

土曜日・祝日 …午前10時～午後6時

(振替休日は、電話相談はお休みです。)

○メール相談

✉info@youikuhi.or.jp

※迷惑メールの受信設定をご確認ください。

相談から1週間程経過しても回答が届かない場合は、センターへお電話でお問合せください。

問 養育費等相談支援センター

☎03-3980-4108

(ご希望により、センターからかけ直し、電話料金を負担します。)

☎0120-965-419(携帯電話からは使えません。)

家庭問題の相談

子育て、夫婦関係、離婚、高齢者、介護、扶養、思春期、非行、その他についての相談を行っています。人間関係のエキスパートである元家庭相談所調査官等FPICの会員が相談に応じます。

○家庭問題一般についての無料電話相談(月・水・金曜日の10時～16時)

○親子交流についての無料電話相談(火・木曜日の13時～16時)

問 公益社団法人家庭問題情報センター ☎03-3971-8553

2 相談について

生活困窮等の相談

生活保護を受給していないが、経済的に困窮し生活にお困りの方、長期療養等で働くことに不安な方など生活の問題を抱えている方は、一人で悩まず、まずはご相談ください。相談は無料です。

相談したいけど、どこに相談すればよいのか分からない。そんな生活の困りごとや不安を広くうかがいます。

★電話相談・面接相談

【日時】月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分から午後5時15分

①自立相談支援

生活に困りごとや不安を抱えているなどの相談を受けて、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援計画を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援をおこないます。

②住居確保給付金

離職、自営業の廃止、または個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金(上限あり)を支給することにより、これらの方の住居及び就労機会等の確保に向けた支援をおこないます。

③家計改善支援

生活にお困りで、家計に問題を抱えている方に、家計計画表等を用いて家計の「見える化」を図り、家計再生プランを作成し、支援を行います。家計管理に関する支援だけでなく、各種情報提供を行い、早期に家計が再生できるよう改善支援を行います。

④就労準備支援

生活リズムの崩れ、社会と関わりに対する不安などの理由から就労に向けた準備が整っていない方に対して、一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成などの基礎的能力形成の支援を行います。

⑤学習支援

経済的な理由などから学習する環境の確保が難しい子どもたちや学習習慣が不足している子どもたちに対して、学習の場等を提供します。

問 玉城町役場 保健福祉課 地域共生室(保健福祉会館内) ☎0596-58-7373

三重県生活相談支援センター ☎059-271-7701

2 相談について

子どもの発達に関する相談

心身の発達に不安や心配がある子ども及びその保護者を対象とした相談や発達検査に応じています。

電話相談・面談相談(要予約)

【日時】 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分
火・木曜日 午前8時30分～午後7時

問 玉城町役場 保健福祉課 地域共生室 子育て支援係(保健福祉会館内) ☎0596-58-8000

育児に関する相談

0歳から就学前の乳幼児及び保護者を対象に、保健師や保育士などが育児に関する相談を行っています。予約制で身体計測や相談ができる「乳幼児相談」もあります。

問 玉城町役場 保健福祉課 地域共生室 子育て支援係(保健福祉会館内) ☎0596-58-8000

子どもの不登校に関する相談

小中学生の子どもの不登校に関して相談に応じています。

電話相談・面談相談(要予約)

【日時】 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

問 玉城町教育支援センター「玉城ふれあい教室」 ☎0596-58-8378
玉城町教育委員会 ☎0596-58-8212

2 相談について

男女共同参画に関する総合相談

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ相談室」では、男女がともに自分らしく生きていくうえでの様々な悩み（例えば、自分の生き方・人間関係、夫婦や家庭のこと・パートナーの暴力・養育費や親権、セクハラ問題などの悩み）についての相談に応じています。

★女性のための電話相談(女性相談員) ☎059-223-1133

フレンテみえの女性相談員と一緒に考えます。

【日時】

曜日	時間		
	朝(9時～12時)	昼(13時～15時半)	夜(17時～19時)
月曜日	休館日（祝日の場合は朝、昼は相談実施。翌平日が休館日です。）		
火曜日	○	○	×
水曜日	○	×	×
木曜日	○	×	○
金曜日	○	○	×
土曜日	○	○	×
日曜日	○	○	×

★女性の相談員による女性のための面接相談

※予約制／面談

電話相談のあと、ご希望や必要に応じてフレンテみえの相談員が相談をお受けします。

まずは、電話相談(☎059-233-1133)でご予約ください。

★女性の弁護士による女性のための法律相談

※予約制／面談

夫婦・親子・離婚・金銭問題などの法律に関するご本人の問題について、女性の弁護士が相談をお受けします。

相談時間

第1・3土曜日 13:00～16:30

まずは、電話相談(☎059-233-1133)で法律相談希望者本人がご予約ください。

弁護士への相談がスムーズにできるよう、ご予約の際に女性の相談員が相談内容をお伺いします。

第3土曜日は、託児サービス(無料)をご利用いただけます。

ご希望の方は、事前にご相談ください

2 相談について

★女性の臨床心理士による女性のための心理相談

※予約制／面談

さまざまな要因で深刻な心理的不安や悩みを抱えている女性からの相談を女性の臨床心理士がお受けします。

相談時間

第2・4水曜日 13:00～15:30

まずは、電話相談(☎059-233-1133)で心理相談希望者本人がご予約ください。

臨床心理士への相談がスムーズにできるよう、ご予約の際に女性の相談員が相談内容をお伺いします。

- ▼ 相談日程が変更となる場合がございますので、詳しくは女性のための電話相談にてご確認ください。

★男性の相談員による男性のための電話相談

人間関係・夫婦・家族・職場・性などの問題について、男性の相談員が相談をお受けします。

相談時間

第1木曜日 17:00～19:00

男性相談専門ダイヤル 059-233-1134

問 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」 ☎059-233-1133

家庭裁判所

夫婦や親子、親族関係など、家庭内の問題についての申立て手続きを行います。

また、子が父または、母と氏を異にする場合、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父または、母の氏を称する（戸籍を移る。）ことができます。

さらに、「調停手続」という話し合いによりお互いが合意することで紛争を解決を図る手続きがあります。（婚姻費用の分担、子の親権者や監護者の指定などで手続き費用は不要です。）

問 津家庭裁判所 伊勢支部 ☎ 0596-28-9185

〒516-8533 伊勢市岡本1丁目2-6

公正証書・公証役場

公正証書とは、国が定める公証人（裁判官、検察官、法務局長などを長年勤めて人から法務大臣に任命された法律専門家）が作成する公文書です。離婚に伴う慰謝料や養育費などの取決めを行う際に公正証書を作成し、約束が守れないときには裁判手続きを経ずに給料や財産を差し押さえ（強制執行）できます。

問 伊勢公証役場 ☎ 0596-28-6506

〒516-0037 伊勢市岩渕2丁目5番1号(三銀日生ビル5階)

3 手当・医療助成制度について

児童手当

18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある児童（高校生年代までの児童）を養育している方に、児童手当を支給します。

・支給額

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円

※第3子以降の加算（多子加算について）

第3子以降の高校生年代までの子は、手当月額が3万円に増額されます。

また、児童手当支給対象となる児童の兄姉等(18歳年度末を経過した後22歳年度末までの間にある子)を監護し生計を負担しており、その方を含め3人以上養育し、多子加算の算定対象とするためには申請が必要になります。

・支給時期

原則、毎年4月、6月、8月、10月、2月の7日(7日が土・日曜日または祝日の場合は前日)

例)4月の支給日には、2月～3月分の手当を支給します。

▼手続きにおける注意点

児童手当は、申請した月の翌月分の手当から支給します。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、お早めにお手続きください。

なお、離婚により児童手当の受給者変更が生じる場合、「同居父母優先」の手続きにて受給者の変更が可能です。また、離婚前であってもDV被害の証明などがあれば、受給者の変更ができる場合がありますので、ご相談ください。

※公務員の方は、勤務先から支給されますので、勤務先での手続きが必要です。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

3 手当・医療助成制度について

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るための制度です。

・受給できる方

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または一定の障がいの状態にある20歳未満の児童（施設入所中の児童は除く）を養育している方が受給できます。

・手当の月額（令和8年4月から）

区分	全部支給の方	一部支給の方
第1子	48,050円	所得に応じて 48,040円から11,340円
第2子以降	11,350円	所得に応じて 11,340円から5,680円

※税法上の扶養人数によって所得制限限度額が設定されています。

扶養義務者（請求者と同居している父母兄弟姉妹など）の所得制限もあります。

・支給時期

5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回

（各月とも11日、11日が土、日曜日または祝日の場合はその日以前の金融機関の営業日）

※児童扶養手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

・現況届

すべての受給者は毎年8月1日から8月31日までの間に届出し、支給要件の審査を受けます。現況届を提出しないと、11月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出しないと受給資格を失います。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

入学祝金

支給年度の4月1日現在、玉城町に住所がある方で、対象児童の保護者の方に、小学校・中学校・高等学校等に入学する児童1人につき1万円を支給します。

【対象児童】

- ・ひとり親家庭等の児童
- ・身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A判定の交付を受けた児童

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

3 手当・医療助成制度について

一人親家庭等医療費助成

一人親家庭等の病気やケガの治療にかかる医療費の保険診療自己負担分に対して助成する制度です。

・対象となる方

- ▶18歳未満児(年度末)を扶養している一人親家庭の父母およびその子ども
- ▶父母のいない18歳未満児

・内容

- ①保険給付を行う医療機関・調剤薬局・柔道整復師会加入の整骨院での保険診療・調剤等の一部負担金額に相当する額が助成されます。
(他の法令による負担・高額療養費・付加給付のある場合は、一部負担金額からその額を控除した額)
- ②保険外診療の医療費(入院時の差額ベット代等)は助成の対象になりません。

・助成を受けるための手続き

- ①医療機関・調剤薬局等を受診するとき、「一人親家庭等医療費受給資格証」を提示し、一部負担金をお支払いください。
- ②医療機関等から町へ領収証明書が提出され、診療月の約2か月後に指定された口座に助成金が振り込まれます。
- ③県外の医療機関等を受診された場合は、領収書をご持参のうえ保健福祉課で助成申請してください。

※高校生年代までの対象者については、現物給付(窓口負担なし)による助成となります。

問 玉城町役場 保健福祉課 ☎0596-58-8203

4 保育所・子育て支援について

○保育所とは

保育所は、保護者が働いている場合や病気などの理由で、家庭で保育ができない場合に乳幼児を保育する児童福祉施設です。

「集団生活を経験させたい」、「幼児教育の場として利用したい」、「下の子に手がかかる」、「遊ぶ場所がない」等の理由では利用できません。

・保育所一覧

施設名	所在地	電話番号	開園時間	定員	対象年齢
田丸保育所	田丸114-3	58-3077	7:30~18:30	240人	1歳~5歳
外城田保育所	蚊野2216-22	58-3925	7:30~18:30	180人	0歳~5歳
有田保育所	長更444-8	58-4411	7:30~18:30	100人	1歳~5歳
下外城田保育所	山岡1464	58-4932	7:30~18:30	90人	1歳~5歳

※下外城田保育所には、認定こども園が併設されており、その定員は10人です。

※0歳児については、生後6か月を経過している必要があり、外城田保育所で受入れを行います。

※詳しい所在地については、玉城町ホームページの「町立保育所・認定こども園」ページにGoogle・マップのリンクがあるので、そちらでご確認ください。

・入所（園）の申込受付

○4月1日入所(園)の場合

①利用申込書の配布(毎年8月下旬ごろから)

【配布場所】

- ・玉城町役場保健福祉課…8:30~17:15(土曜日、日曜日、祝日は除く)
- ・地域共生室(保健福祉会館内)…8:30~17:15(土曜日、日曜日、祝日は除く)
- ・各保育所…9:00~16:00(土曜日、日曜日、祝日は除く)

②利用申込書受付(面接)期間(毎年10月上旬ごろ)

【受付場所】

- ・各保育所…8:30~17:15(土曜日、日曜日、祝日は除く)

※お子さんとご一緒にお越しください。

③入所審査(毎年10月下旬から12月上旬)

※保育が必要であることを確認するために、家庭訪問、職場への電話などで確認させていただく場合があります。

④入所決定(毎年12月下旬から翌年1月下旬)

- ・入所決定者に「入所承諾書」をお届けします。

※決定までのお問い合わせについては、お答えできませんのでご了承ください。

※申込状況により、希望される保育所に入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 保育所・子育て支援について

⑤入所説明会(毎年1月中旬) ※状況により開催方法・内容は変更になる場合があります。

- ・入所決定者を対象に、各保育所で「入所説明会」を実施します。
- ・入所承諾書に記載の必要書類を忘れずにご持参ください。

⑥入所(4月以降)

※育児休業復帰後による年度途中の入所を希望される方も、受付期間にお申込みください。

※申込受付期間を過ぎてからも申込みは可能ですが、期間中に申込まれた方が優先です。

○年度途中の入所の場合

年度途中の入所申込みについては、保育所の定員の空き状況に応じて対応いたします。受付は、入所希望日の6か月前からお申込みできます。入所の受付は、毎月20日締めで、翌月1日入所になります。

また、空き状況等によっては、希望される保育所に入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、最新の保育所受け入れ状況については、各保育所へお問い合わせください。

・保育所を利用できる方

玉城町に住民登録があり、保護者が次の事由のいずれかに該当するため、家庭で保育できないと認められる場合です。

	保育が必要な事由	保育必要量の区分
高 ↑ 必 保 育 性 の ↓ 低	就労している場合(会社勤務、パートタイム、内職、自営業など)	就労時間による
	保護者の疾病または障がいがある場合	申請内容による
	同居または長期入院している親族の常時介護・看護の場合	申請内容による
	就学(職業訓練所等における職業訓練を含む)している場合	就学時間による
	産前産後8週間	保育標準時間
	震災、火災、風水害等での災害復旧に当たっている場合	保育標準時間
	求職活動(起業準備を含む)を行っている場合	保育短時間

※個別の内容によっては、保育の必要性の順序は前後する場合があります。

※上記の条件で申込みをされても、次の場合は入所できない場合があります。

- ・申込内容に虚偽があった場合
- ・定員に余裕がない場合

※就労状況が変わって14日以内に届出がない場合や届出内容が事実と相違した場合、認定の取消、認定決定の取消または退所になります。

※年度途中で世帯状況に変更があった場合(婚姻・離婚・死亡等)は、申し出により変更日の属する月の翌月(変更日が初日の場合は当月)から変更を行います。

※申込事由(就労、病気等)、勤務先や就労状況に変更があった場合は、証明書類提出日の属する月の翌月(証明書類提出日が初日の場合は当月)から変更を行います。

4 保育所・子育て支援について

・保育料

保育料は、児童の属する世帯の父母（父母以外が養育している場合はその方）の町民税の所得割額により算定します。3歳以上児（満3歳に到達した日の属する年度の翌年度）および0～2歳児の住民税非課税世帯については、幼児教育・保育の無償化により、保育料は無料となります。

・教育・保育給付認定

保育所を利用の際、入所の決定とは別に保護者の就労状況などをもとに、利用のための認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。教育・保育認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、以下のとおり1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分が設けられ、認定された区分に応じて施設などの保育時間・利用先などが決まります。（玉城町立保育所では2号認定・3号認定のみとなります。）

認定区分	対象年齢	保育の必要性	保育必要量と保育時間		利用できる施設
1号認定	3歳児以上	なし	教育標準時間	9:00～14:00	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳児以上	あり	保育標準時間 保育短時間	7:30～18:30 8:30～16:30	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳児	あり	保育標準時間 保育短時間	7:30～18:30 8:30～16:30	保育所 認定こども園

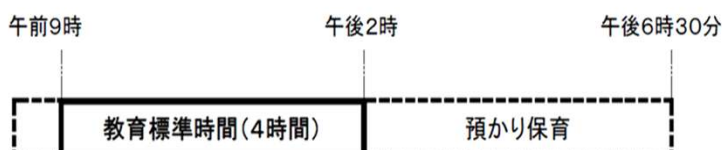
※「保育標準時間」とは、両親がフルタイムで就労している場合を想定した利用時間です。

「保育短時間」とは、両親またはいずれかがパートタイムで就労している場合を想定した利用時間です。

※各保育所で2号・3号認定の延長保育(18:30～19:00)を実施しています。

・保育利用時間について

○1号認定の場合



※保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育も無償化の対象となります。

○2号認定の場合



※3号認定は、町民税非課税世帯が無償化対象になります。

※教育標準時間認定(1日あたり教育時間4時間)…満3歳以上で保育の必要性のない子ども

※保育標準時間認定(1日あたり最長11時間)…3歳以上で保育の必要性のある子ども

※保育短時間認定(1日あたり最長8時間)…3歳未満で保育の必要性のある子ども

4 保育所・子育て支援について

・申込方法

「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請（兼現況届）兼教育・保育施設等利用申込書」に必要事項を記入し、申請事由に応じて必要な下記の書類のいずれかを添付のうえ、各保育所に直接提出してください。

申込の際、申込書に保護者（父と母または家計の主宰者）と入所を希望する児童のマイナンバーの記入と申込者の本人確認を行いますので、記入者全員のマイナンバーカード（またはマイナンバー通知カード）と申込者の本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

事由	必要書類
就労	就労証明書(勤務先の証明を受けてください。新規申込みで、育児休業明けの方は、育児休業復帰予定日の記載が必要です。) ※自営業の場合は前年度の税申告書の写し等、事業を確認できる書類
出産前後	申立書(出産・介護の場合)と 母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
疾病・障がい	申立書(出産・介護の場合)と医師の診断書・意見書または障がい者手帳の写し等
同居親族等の介護・看護	申立書(出産・介護の場合)と医師の診断書・意見書または介護保険証、障がい者手帳の写し等
災害復旧	災害を証明する書類または罹災証明書等
就学・訓練学校	在学証明書または合格通知(就学前の場合に限る)の写し
求職活動	求職中申立書(誓約書)とハローワークの登録証の写し等

※就労証明書は、父母のそれぞれについて必要です。

※住民税を申告されていない場合は、税額が未決定のため保育料が算定できませんので、住民税の申告を必ず行ってください。（所得がない場合も住民税申告を行ってください。）

問 各保育所	◇田丸保育所	☎0596-58-3077
	◇外城田保育所	☎0596-58-3925
	◇有田保育所	☎0596-58-4411
	◇下外城田保育所	☎0596-58-4932
玉城町役場 保健福祉課		☎0596-58-8203

4 保育所・子育て支援について

ファミリー・サポート・センター

「子育てを応援してほしい人」（依頼会員）と「子育てを応援したい人」（援助会員）がファミリー・サポート・センターを橋渡しにして、会員同士が子どもの預かりなどを一時的、臨時的に有料で応援しあう組織です。

【援助できる内容】おおむね4か月（首がすわっている）～小学6年生のお子さま

○保育所・小学校・児童クラブの送迎やその開始前・開始後の預かり

○病児保育への送迎 ○習い事への送迎

○お母さんの休養、仕事、外出のための一時的な預かり など

【謝礼】

◇預かり

1時間(7:00～19:00で日祝年末年始除く) 700円

※日・祝・年末年始と上記以外の時間帯 1時間 800円

◇緊急の預かり

1時間(7:00～19:00で日祝年末年始除く) 1,000円

※日・祝・年末年始と上記以外の時間帯 1時間 1,200円

◇宿泊預かり(22:00～翌朝6:00) 5,000円

問 玉城町役場 保健福祉課 地域共生室 子育て支援係(保健福祉会館内) ☎0596-58-8000

放課後児童クラブ

保護者が労働等により、昼間、家庭にいない児童を保育し、その健全な育成を図るために放課後児童クラブが設置されています。授業終了後や長期休暇(夏休みなど)に児童をお預かりし、支援員のもと、様々な遊びを通して子どもの成長を促しています。

玉城町の放課後児童クラブは、ひとり親家庭等の場合には利用料の減免制度がありますので、入所方法、利用料、開設日時等は各クラブにお尋ねください。

小学校区	施設名	所在地	連絡先
田丸	さくら児童クラブ	玉城町佐田1247	0596-58-8527
外城田	梅がおか児童クラブ	玉城町蚊野2171-5	0596-58-8345
有田	いなほの郷児童クラブ	玉城町長更376-1	0596-58-3956
下外城田	つつじが丘児童クラブ	玉城町小社曾根776	0596-58-7699

問 玉城町役場 保健福祉課 地域共生室(保健福祉会館内) ☎0596-58-8000

5 子どもの就学について

就学援助制度(所得制限有)

玉城町では、小・中学校に通う児童生徒の保護者で、経済的にお困りの家庭に学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助しています。

【対象】

- ・生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった家庭
- ・生活保護家庭に準ずる程度生活に困っている家庭
- ・国民健康保険を減免または徴収猶予中の家庭
- ・児童扶養手当の支給を受けている家庭

ほか、経済的に生活状態が不安定な家庭が対象となりますので、個別にご相談ください。

問 玉城町教育委員会 ☎0596-58-8212

玉城町奨学金制度

玉城町では、経済的理由により修学困難な生徒に対し、奨学金を支給し、社会に貢献する有用な人材の育成を図ることを目的に奨学金制度を設けています。

【対象】

- ・玉城町在住の子であること
- ・玉城中学校の在校生、または高等学校等に在学していること
- ・経済的理由により援助を必要とするものであること
- ・学業が優良であること

【支給額】

1人年額6万円(月額5千円)

【申込】

1月中旬～2月中旬に申請書、必要書類を教育委員会へ提出してください。

問 玉城町教育委員会 ☎0596-58-8212

玉城町学習塾代助成事業

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲の向上を目指し、進学のための学習塾等にかかる費用を助成します。

【対象】

- ・玉城町在住の子であること
- ・玉城中学校の在校生、または高等学校等に在学していること

5 子どもの就学について

- ・ 経済的理由により学習塾の費用を必要とするものであること
- ・ 学業が優良であること

【支給額】

1人年額24万円(月額2万円)

【申込】

1月中旬～2月中旬に申請書、必要書類を教育委員会または玉城中学校へ提出してください。

問 玉城町教育委員会 ☎0596-58-8212

三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業

三重県では、生活困窮家庭の子ども（小学5・6年生、中学生及び高校生世代（高校生、高校中退者および中卒者等））を対象に学習の場を提供し、学習習慣を確立し、学習意欲を高め、高等学校、大学等への進学率向上を図る事業をしています。

【対象者】

- ・ 事業への参加に同意し、県福祉事務所において生活保護を受給している世帯の子ども
- ・ 事業への参加に同意し、修学援助の対象となっている世帯の小学5・6年生、中学生および同様の困窮状況にある世帯の高校生世代

問 多気度会福祉事務所 福祉課 ☎0596-27-5139
〒516-8566 伊勢市勢田町628番地2(伊勢庁舎1階)

高等学校等就学支援金(授業料減免)

家庭の教育負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約3割の生徒が利用しています。

※生徒や保護者が直接受け取るものではなく、授業料に充てられるものです。

【受給資格】

保護者等の所得について以下の算定式により計算した額が、304,200円未満の方
(年収目安額910万円未満の方)

算定式:(市町村民税の)課税標準額×6%-(市町村民税の)調整控除の額

【支給額】

★公立学校:月額9,900円×12月×3年(国公立高等学校は、授業料負担額が実質0円になります。)

★私立学校:月額(9,900円～11,000)×12か月×3年

(所得に応じて支給額が異なり、授業料との差額は、各世帯で負担していただきます。)

5 子どもの就学について

【申請方法】

入学時に学校から案内があるので、申請を行ってください。

問 (公立学校)三重県教育委員会事務局教育財務課修学支援班 ☎ 059-224-2940

(私立学校)三重県環境生活部私学課私学班 ☎ 0596-224-2161

高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)

三重県では、授業料以外の教育費負担軽減のため、高等学校等に通う高校生等のいる低所得者世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。

【対象者】

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①生活保護世帯または保護者全員の県民税所得割および町民税所得割が非課税である世帯
(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は対象外。)
- ②高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等(特別支援学校高等部に在籍している生徒、児童入所施設に入所している生徒、里親に養育されている生徒を除く。)のいる世帯(7月1日現在、休学している場合は対象外。)
- ③保護者等が三重県内に在住している世帯

【給付額等】

世帯種別		給付金額	
		国公立	私立
生活保護世帯	全日・定時・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯	全日制 定時制	第1子	117,100円
		第2子以降	143,700円
	通信制	50,500円	52,100円
	専攻科	50,500円	52,100円

【申請時期】例年7月 【申請先】各高等学校

問 三重県教育委員会事務局教育財務課修学支援班(奨学給付金担当) ☎059-224-2827

三重県環境生活部私学課私学班 ☎059-224-2161

5 子どもの就学について

三重県高等学校等修学奨学金(貸付型)

三重県では学習意欲がありながら、経済的な理由で高等学校等（高等学校および高等専門学校）での修学が困難な生徒に対し、無利子で奨学金を貸与しています。（奨学金は返還が必要です。）

【対象者】 次のすべての要件を満たす方が対象です。

①保護者（本人が成人の場合本人）が三重県内に住所を有している。

（保護者は連帯保証人となります。）

②高等学校、高等専門学校に在学している。（県外高校でも可）

③世帯の合計所得（給与所得控除後の金額）が一定の基準額以下であること。

世帯人数	3人以下	4人	5人	6人	…
対象となる所得額の上限	390万円	470万円	580万円	670万円	…
ひとり親家庭の基準所得額	490万円	580万円	690万円	790万円	…

※原則、世帯人数に同居の祖父母は含めません。

※失業等による家計急変があった場合は、現在の収入額で審査できる場合があります。

④学習意欲があり、学業を確実に終了する見込みがあること。（学業成績を問うものではありません。）

⑤奨学金返還について、連帯保証人を2名選任できること。

（保護者1名と保護者以外の別生計者1名の計2名）

※予約採用の場合、条件2のかわりに「申し込みをした年度の翌年度に高等学校等に入学する予定であること。」が条件となります。

【奨学金の種類・金額】

奨学金には修学費と修学支度費があります。

貸付額は、学校の種別（国公立・私立）により決まっており、学校の種別により定められた金額から選択することができます。また、修学費または修学支度費のどちらか一方だけを利用することもできます。

無利子の貸付金で、卒業後12年以内に返還が必要です。

◆修学費（月額）

国公立	8,000円、13,000円、18,000円、23,000円から選択
私立	20,000円、25,000円、30,000円、35,000円から選択

◆修学支度費（入学時のみ）

国公立	40,000円または80,000円
私立	50,000円または100,000円

【申込時期】 進学後の5月から6月頃

【申込先】 在学校 ※特別支援学校や県外校の場合：県教育委員会事務局八

問 三重県教育委員会事務局教育財務課修学支援班奨学金担当 ☎059-224-2944

5 子どもの就学について

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型)

大学や専門学校等へ進学したいが経済的に困難な学生に対して、「授業料等の免除・減額」と「給付型奨学金」により、意欲ある学生のみなさんの「学び」を支援します。

【対象となる学校】

一定の要件を満たした、大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校。進学を希望する学校が制度の対象となっているかはホームページをご確認下さい。

【支援対象となる学生】

- ①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
- ②進学先で学ぶ意欲がある学生

【給付型奨学金の支給月額】 住民税非課税世帯の学生の場合

	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 専門学校	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
高等専門学校 (4年・5年生)	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円

※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設から通学する人は、カッコ内の金額となります。

【授業料・入学金の免除・減額の年額】 住民税非課税世帯の学生の場合

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

【支援を受けられる年収の目安と支援額】

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

支給対象者	年収の目安 (両親・本人(18歳)・中学生の 家族4人世帯の場合)	年収の目安 (両親・本人(19~22歳)・高 校生の家族4人世帯の場合)	支援額
住民税非課税世帯の学生	~270万円	~300万円	満額
住民税非課税世帯に 準ずる世帯の学生	~300万円	~400万円	満額の2/3
	~380万円	~460万円	満額の1/3

※世帯構成や年収などで異なるため、ホームページにある「進学資金シミュレーター」でお調べください。

【申込手続き】

在学する学校または、進学先の学校で行います。

問 日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301

お電話の前に、まずは、LINE公式アカウント「高等教育の修学支援」にご登録ください。

5 子どもの就学について

ひとり親家庭支援奨学金制度

全国母子寡婦福祉団体協議会とローソングループが力を合わせ、ひとり親家庭の生徒さんを給付型奨学金で応援します。

【奨学金】

月額30,000円(返還不要、他の奨学金との併用可。給付対象期間は1年間。)

【募集人数】

全国 400名(各都道府県、最低4名～)

【対象学年】

中学3年生・高等学校(1～3年生)等に在籍する生徒

【応募資格】 下記の条件にすべて該当すること

- ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭等）であり就学に関して経済的に困難な生徒
 - 夢を実現するための意欲があり、社会貢献への積極的な姿勢のある品行方正な生徒
 - 全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体の会員、および入会を希望する方の子ども（生徒）
 - 会員または入会を希望する加盟団体代表者が奨学生として推薦するに相応しい生徒
- ※他にも要件があります。

問 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 ☎059-228-6298

〒514-0003 津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内

一般社団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 事務局 ☎03-6718-4088

〒140-0011 東京都品川区東大井5-23-13

6 就労支援について

公共職業安定所(ハローワーク)

職業紹介事業を行う国の機関です。無料で、職業紹介や就職支援のサービスを行っています。

問 伊勢公共職業安定所(ハローワーク伊勢) ☎ 0596-27-8609

伊勢市宮後1-1-35 MiraISE 8階

職業訓練

仕事に就くにあたり必要な技能、技術を身につけるための職業訓練が無料で(教材費のみ)で受けられます。

主に雇用保険の受給ができる方を対象とした公共職業訓練と、主に雇用保険の受給ができない方を対象とした求職者支援訓練があります。

利用にあたっては、一定の要件があります。

問 伊勢公共職業安定所(ハローワーク伊勢) ☎ 0596-27-8609

伊勢市宮後1-1-35 MiraISE 8階

教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を支給します。

対象となる教育訓練は、そのレベルに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。対象講座は、約14,000講座あり、具体的な講座は、教育訓練給付制度『検索システム』で検索できます。

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の70% [年間上限56万円・最長4年]	介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、 歯科衛生士、保育士、調理師 など
特定一般教育訓練 受講費用の40% [上限20万円]	介護職員初任者研修、大型自動車第一種・二種、 税理士 など
一般教育訓練 受講費用の20% [上限10万円]	医療事務、英語検定、簿記検定、Webクリエイター、 ITパスポート など

※受講開始前に手続きが必要な場合がありますので、必ず事前にハローワークへご相談ください。

問 伊勢公共職業安定所(ハローワーク伊勢) ☎ 0596-27-8609

伊勢市宮後1-1-35 MiraISE 8階

6 就労支援について

教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の80%に相当する額をハローワークから支給する制度です。

【主な要件】

- ・専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格があること。
- ・専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であること。
- ・受給資格確認時に一般被保険者ではないこと。また、一般被保険者ではなくなった後、短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になっていないこと。
- ・受講する専門実践教育訓練が通信制または夜間制ではないこと。
- ・教育訓練給付金を受けたことがないこと。 など

【一日当たりの支給額】

原則として離職される直前の6か月に支払われた賃金額から算出された基本手当の日額に相当する額の80%になります。

基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額（賃金日額）のおよそ80%~45%になります。（別途上限あり）

※受講開始日の1か月前までに手続きが必要ですので、必ず事前にハローワークへご相談ください。

問 伊勢公共職業安定所(ハローワーク伊勢) ☎ 0596-27-8609

伊勢市宮後1-1-35 MiraISE 8階

求職者支援制度

再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

- ・訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。
- ・離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方が、給付金を受給しながら訓練を受講できます。
- ・給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練を受講できます。
(テキスト代などは自己負担)

【訓練受講の要件】

- ハローワークに求職の申し込みをしていること。
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと。
- 労働の意思と能力があること。
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと。

【給付金の支給要件】

- 本人収入が月8万円以下

6 就労支援について

- 世帯全員の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない。
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない。
- 過去3年以内に偽りその他不正行為により特定の給付金の支給を受けていない。

問 伊勢公共職業安定所(ハローワーク伊勢) ☎ 0596-27-8609
伊勢市宮後1-1-35 MiraISE 8階

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

20歳に満たない子を持つ母子世帯または父子世帯の方が、就職やキャリアアップのために厚生労働省が指定する教育訓練講座を受講した場合に、支払った受講料の6割相当の給付金（上限20万円）が受けられます。（12,000円を超えない場合は支給されません。）

※厚生労働大臣指定教育訓練講座であることの確認のため、受講前に申請が必要です。

なお、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座の場合は、40万円×修学年数で上限160万円。

問 多気度会福祉事務所 福祉課 ☎0596-27-5139
〒516-8566 伊勢市勢田町628番地2(伊勢庁舎1階)

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

20歳に満たない子を持つ母子家庭または父子家庭の方が、看護師や介護福祉士などの資格を取るため、1年以上（一部資格では6か月以上）専門学校などで修学する場合に、修業する期間の生活費を支援するための給付金が受けられます。

【対象者】

- ・児童扶養手当を受給している方または同等の所得水準にある方
- ・養成機関で6か月以上の訓練を修業し、対象資格の取得が見込まれる方

【対象となる資格】

就職に有利となる資格で、養成機関において6か月以上修業するもの

(例)看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等の国家資格や、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等のデジタル分野等の民間資格

【給付額】

①訓練期間中(48か月まで)、月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)

※訓練を受けている期間の最後の1年間は支給額が4万円増額されます。

②訓練終了後、5万円を支給(住民税課税世帯は25,000円)

問 多気度会福祉事務所 福祉課 ☎0596-27-5139
〒516-8566 伊勢市勢田町628番地2(伊勢庁舎1階)

6 就労支援について

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

看護師や介護福祉士などの就職に有利な資格取得のために、養成機関などで修業するひとり親家庭の母または父の生活の自立と負担の軽減を図るため貸付をする制度です。

【対象者】

- ①三重県内に住民登録をされている方
- ②対象資格の養成機関に入学または在学し、資格取得を目指すひとり親家庭の母または父
- ③ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給対象者

【貸付額】 ※貸付金の交付は養成機関入学後または、就職後になります。

- ・入学準備金 500,000円以内(1人1回限り)
- ・就職準備金 200,000円以内(1人1回限り)

【返済の免除】

養成機関卒業から1年以内に、三重県内の事業所・施設などに資格を活かして就職し、5年間引き続いてその職に従事したときは返済が全額免除になります。

※ひとり親自立支援教育訓練給付金や教育訓練給付金、他の貸付制度との併用はできません。

問 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター ☎059-227-5145
〒514-003 津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会館)

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

介護福祉士の資格を取得し、三重県内においてその業務に従事しようとする方に「実務者研修受講資金」を貸付し、三重県の福祉人材の確保と福祉の増進を図ることを目的とするものです。

【募集期間】 例年8月1日～9月30日

【対象者】 ※連帯保証人が必要です。

- ①三重県内に住民登録をされている方
- ②県内の介護福祉士実務者研修施設で受講または受講を予定している方で、翌年1月実施の介護福祉士国家試験を受験される方

【貸付額】

実務者研修受講資金等として、200,000円以内(1人1回限り) 無利子

【返還の免除】

受講を終了した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護福祉士の業務に引き続き2年以上従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

※ひとり親自立支援教育訓練給付金や教育訓練給付金、他の貸付制度との併用はできません。

問 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター ☎059-227-5145
〒514-0003 津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会館)

6 就労支援について

介護職就職支援金貸付

介護・障害福祉分野への就職を目指す他業種で働いていた方など、幅広い人材の参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支度金の貸付を行い、新たな人材を確保することを目的として貸付を行います。

【対象者】 次の要件をすべて満たす方 ※連帯保証人が必要です。

- ①介護職員初任者研修等所定の研修を受講し、修了した方
- ②介護保険サービス事業所に就労したまたは就労を予定している方
- ③介護分野就職支援金利用計画書を提出した方
- ④再就職準備金または障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

【貸付額】200,000円以内(1人1回限り)

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護にかかる軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ・介護職員等として働く際に必要となる靴や道具または当該道具を入れる鞆等の被服費
- ・敷金、礼金または転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ・通勤用の自転車またはバイクの購入費等

【返還の免除】

介護職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

問 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター ☎059-227-5145
〒514-0003 津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会館)

離職した介護人材の再就職準備金貸付

介護職としての一定の知識及び経験を有する離職中の方に対し、介護職員等として再就職するにあたっての準備資金を貸し付け、介護現場への復職を支援するものです。

【対象者】 以下のすべてを満たす方

- ①1年以上の介護職の実務経験がある方
- ②三重県福祉人材センターに事前に登録して再就職を目指す方
- ③次のいずれかに当てはまる方

介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者

介護職員基礎研修（ホームヘルパー1級、2級を含む。）修了者

【貸付額】上限400,000円(無利子)

【返還の免除】

三重県内の介護事業所・施設で介護業務に2年以上継続して勤務すれば全額免除になります。

問 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター ☎059-227-5145
〒514-0003 津市桜橋2丁目131 (三重県社会福祉会館)

6 就労支援について

保育士修学資金貸付

指定保育士養成施設を卒業後、県内の保育所等において働きたいという意欲を持った学生を対象に修学資金の貸付を行うものです。

【対象者】

指定保育士養成施設に就職し、県内の保育所等で将来保育士として働く意思があり、経済的な理由により修学が困難な方

【貸付額】 月額50,000円以内 ※連帯保証人が必要です。

【返還の免除】

卒業後、三重県内の保育所等に就職し、保育士として引き続き5年間勤務した場合には、修学資金の返還が免除されます。

問 三重県社会福祉協議会 三重県保育士・保育所支援センター ☎059-227-5160
〒514-0003 津市桜橋2丁目131（三重県社会福祉会館）

保育士就職支援準備金貸付

保育士資格を持ち、現在保育士として勤務していない方に再就職の準備に必要な費用を貸付けることにより、再就職を支援します。

【対象者】

- ①保育所等を離職した方、または保育所等に勤務経験のない方
- ②三重県内の保育所等に新たに勤務（週20時間以上）する方
- ③三重県社会福祉協議会及び他の都道府県が実施する保育士就職準備金を借り受けたことがない方

【貸付額】 400,000円以内（1人1回限り） ※連帯保証人が必要です。

【返還の免除】

三重県内の保育所等に就職し、保育士として引き続き2年間勤務した場合には、就職支援準備金の返還が免除されます。

問 三重県社会福祉協議会 三重県保育士・保育所支援センター ☎059-227-5160
〒514-0003 津市桜橋2丁目131（三重県社会福祉会館）

7 生活・制度について

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立を図る制度として、母子および父子並びに寡婦福祉法に基づいて、無利子または低利で資金をお貸しするものです。

※児童および子に対する資金(修学資金、修業資金、就学支度資金および就職支度資金)の場合は、対象児童もしくは子が連帯借受人として、債務の返済義務を負っていただきます。

【貸付金の種類】

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就職支度資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、就学支度資金、結婚資金、修業資金、技能習得資金

問 玉城町役場 保健福祉課 地域共生室(保健福祉会館内) ☎0596-58-7373

〒519-0433 度会郡玉城町勝田4876-1

三重県子ども・福祉部 子ども福祉・虐待対策課家庭福祉班 ☎059-224-2271

〒514-8570 津市広明町13番地(本庁2階)

生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者世帯、障がい者世帯に対して資金の貸し付けを行い、経済的自立、社会参加の促進を図り安定した生活を送れるよう支援を図る目的の貸し付けです。

【資金の種類】

総合支援資金、福祉資金(療養・介護等費、災害援護資 等)、教育支援資金、緊急小口資金 等

問 玉城町社会福祉協議会 ☎0596-58-6915

〒519-0433 度会郡玉城町勝田4876番地1

なんでも相談

毎月10日・30日に、相談窓口を開設しています。

どこに相談してよいか分からないなどの困りごとについて次の相談窓口へ情報提供・案内を行う中間的な役割を持ちます。

問 玉城町社会福祉協議会 ☎0596-58-6915

〒519-0433 度会郡玉城町勝田4876番地1

母子寡婦福祉会

町内の母子家庭や寡婦の方など、同じ境遇の方々が集まり、支えあい励ましあいながら、様々な活動を通して会員の福祉の増進を図ることを目的とした団体です。

問 玉城町社会福祉協議会 ☎0596-58-6915

7 生活・制度について

町営住宅

玉城町の町営住宅へ入居を希望される方は、玉城町のホームページまたは広報たまきをご確認ください。なお、入居には条件があります。詳しくは、建設課へお問合せください。

【入居資格者】

町内在住または町内在勤者で収入基準額（月額）158,000円以下の方
単身者（60歳未満）不可

【町営住宅の所在地】

城東団地	玉城町妙法寺623-1
第2城東団地	玉城町妙法寺626-1

問 玉城町役場 建設課 ☎0596-58-8205

子育て応援クーポン

18歳未満の子どもがいる世帯および妊娠中の方がいる世帯が対象で、県内のスーパーマーケットや飲食店などの協賛店で、「子育て家庭応援クーポン」を提示すると、割引やサービス等の特典が受けられます。

クーポンの取得方法は、ホームページにてご確認ください。協賛店は、シンボルマークが入ったステッカーが目印です。



クーポン取得URL



※クーポン利用に関する詳細や協賛企業については、『みえ子どもスマイルネット』をご確認ください。

問 三重県子ども福祉部 少子化対策課少子化対策・子ども応援班 ☎059-224-2057